令和８年度

人事行政の運営等の状況

とかち広域消防事務組合

人事行政の運営等の状況を公表します。

職員の任用や給与などの状況について、とかち広域消防事務組合運営に関する条例第８条第３項により準用する帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表します。

人事行政の運営等の状況

とかち広域消防事務組合

1　職員の任命及び職員数に関する状況

消防力の維持、行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度を活用しています。

（1）職員の採用の状況

令和7年度は30名採用しました。

（2）再任用職員の状況

令和7年度は8名（うち短時間勤務職員1名）採用しました。（派遣職員を含む。）

※　再任用制度・・・定年退職した職員を、任期を定めて再雇用し、公務で培った知識や経験を広く活用する制度です。

（3）職員の退職の状況

令和7年度における職員の退職状況は、下表のとおりです。（派遣職員を含む。）

退職種別	人数（人）
定年退職	0
勧奨退職	4
自己都合退職	14
その他（死亡、免職、失職）	3
合計	21

（4）年齢別職員構成の状況（派遣職員を含む。）

（令和7年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
職員数（人）	15	74	84	121	105

40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	合計
88	80	89	30	15	701

（５）所属別職員構成の状況（派遣職員を含む。）

※各年4月1日現在

区分		職員数（人）		対前年比増減数
所属		令和7年度	令和8年度	（人）
会計課		1	1	—
事務局		2	2	—
消防局	局長	1	1	—
	局次長	2	2	—
	総務課	14	14	—
	消防救助課	10	10	—
	救急企画課	5	5	—
	情報指令課	23	23	—
	予防規制課	9	9	—
帯広消防署		192	191	▲1
音更消防署		53	52	▲1
士幌消防署		17	18	1
上士幌消防署		17	16	▲1
鹿追消防署		18	17	▲1
新得消防署		21	22	1
清水消防署		26	24	▲2
芽室消防署		36	37	1
中札内消防署		17	17	—
更別消防署		18	18	—
大樹消防署		19	19	—
広尾消防署		24	24	—
幕別消防署		57	57	—
池田消防署		20	20	—
豊頃消防署		18	18	—
本別消防署		23	23	—
足寄消防署		23	23	—
陸別消防署		15	18	3
浦幌消防署		20	20	—
合計		701	701	—

（６）職員の職位別職員数の状況（派遣職員を含む。）

※各年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数		構成比
		令和7年度（人）	令和8年度（人）	
８級	消防正監、特に困難な業務を行う消防監又は局長の職務	2	2	0.29%
７級	消防監、特に困難な業務を行う消防司令長又は次長の職務	4	4	0.57%
６級	消防司令長又は課長の職務	51	51	7.28%
５級	消防司令又は課長補佐の職務	74	73	10.41%
４級	消防司令補、係長又は主査の職務	185	188	26.82%
３級	消防士長、主任又は主任専門員の職務	119	129	18.40%
２級	消防副士長、主任補又は専門員の職務	150	130	18.54%
１級	消防士又は係員の職務	116	124	17.69%
合　計		701	701	100%

２　職員の給与の状況

組合職員の給与等については、組合の給与条例に基づいており、毎年見直しや点検がされています。

組合構成19市町村からの派遣職員については、派遣元で給与を支給しています。

※（２）以降については、派遣元で給与を支給している職員を除いています。

（１）職員費の状況（令和7年度一般会計決算）

区分	歳出額（A）	職員費（B）	職員費率（B/A）
	千円	千円	%
令和7年度	7,832,336	5,967,832	76.19

（２）職員給与費の状況（令和7年度一般会計決算）

区分	職員数（A）	給与費				１人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度	528	2,000,818	920,064	813,847	3,734,729	7,073

（３）職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額及び初任給の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
38.0　歳	306,657　円	378,203　円

※　平均給料月額は職員の基本給の平均です。

※　平均給与月額は給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

（４）職員の手当の状況

①　期末手当・勤勉手当

とかち広域消防	国
１人当たり平均支給額（令和7年度） 1,552千円	―
（令和7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 ※1.425月分　※1.025月分	（令和7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 ※1.425月分　※1.025月分
（加算措置の状況） 職務の級による役職加算 ５％～20％	（加算措置の状況） 職制上段階、職務の級等による加算 ・役職加算　５％～20％ ・管理職加算　10％～25％

※は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当

職員の退職手当については、北海道市町村職員退職手当組合に加入し、退職手当組合から支給されています。

組合構成19市町村からの派遣職員については、派遣元市町村の支給方法によります。

区分		（支給率）			
		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
北海道市町村職員退職手当組合	自己都合	19.6695　月分	28.0395　月分	39.7575 月分	47.709　月分
	勧奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709　月分	47.709　月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置　（割増率2%～45%）			
国	自己都合	19.6695　月分	28.0395　月分	39.7575 月分	47.709　月分
	勧奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709　月分	47.709　月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置　（割増率2%～45%）			

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績なし

④ 時間外勤務手当（令和7年度決算）

支給実績	職員１人当たり平均支給年額
千円 116,636	千円 270

⑤　特殊勤務手当（令和7年度決算）

緊急消防援助隊の出動及び防疫等の作業に従事した職員に対し、該当する手当を支給しています。

支給実績	0	千円
支給職員１人当たり平均支給年額	0	千円
職員全体に占める手当て支給職員の割合	0	%

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
緊急消防援助隊の出動に係る手当	１日	2,160 円	緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援に従事した職員
防疫等作業手当	１日	3,000円	新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員
		4,000円	新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員で、感染患者に長時間接して作業に従事した職員

⑥　その他の手当（令和7年度決算）

職員の勤務する構成19市町村の給与条例を一部準用して支給しています。

手当名	支給実績	支給職員１人当たり平均支給年額
扶養手当	千円 85,013	千円 272
住居手当	千円 86,889	千円 206
通勤手当	千円 16,844	千円 94
管理職手当	千円 58,678	千円 630
単身赴任手当	千円 0	千円 0
寒冷地手当	千円 62,280	千円 118
休日勤務手当	千円 165,935	千円 450
夜間勤務手当	千円 1,860	千円 155
管理職員特別勤務手当	千円 3,903	千円 83

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の概要

職員の勤務時間は、１週間当たり38時間45分（国も１週間当たり38時間45分）と定められており、毎日勤務者と隔日勤務者とで勤務体系が異なります。

毎日勤務者は、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時45分から17時30分までが勤務時間（休憩時間を除く。）となっています。隔日勤務者は8時45分から翌日の8時45分までの24時間のうち、休憩時間や深夜の仮眠時間を除く15時間30分が勤務時間となっています。

（２）休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇、特別休暇、介護休暇などがあります。

名称	内容
年次有給休暇	心身の疲労を回復し、労働力の向上を図ることを目的とした有給休暇で、１年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することが出来ない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とした有給休暇です。
特別休暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員または父母などの親族が負傷、疾病または老齢などにより２週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合には、特別休暇を取得することができます。

（３）年次有給休暇の取得状況

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は、13.1日となっています。

（４）育児休業等の取得状況

令和7年度中に育児休業、部分休業、育児短時間勤務を取得した職員は男性16名、女性0名となっています。子が出生した職員は男性41名、女性は1名となっています。

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況（令和7年度）

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。

処分件数は下記のとおりとなっています。

（単位：件）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績の不良	－	－	－	－
心身の故障	－	－	1	1
適格性を欠く	－	－	－	－
定数の改廃等	－	－	－	－
刑事事件での訴訟	－	－	－	－

（２）懲戒処分の状況（令和7年度）

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

処分件数は下記のとおりとなっています。

（単位：件）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反	1	－	－	－	1
職務上の義務違反 職務の怠り	－	－	－	－	0
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行	－	－	－	1	1
合計	1	0	0	1	2

５　職員の服務の状況

職員が営利企業などに従事することは制限されていますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。

（令和7年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可 に関する許可申請	66	66

６　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１）教育訓練の状況

令和7年度中に実施した教育訓練は以下のとおりです。

研修区分	内容		派遣者数（人）
北海道消防学校研修	初　任　教　育		21
	専　科　教　育	警防科	2
		予防査察科	2
		危険物科	1
		火災調査科	3
		救急科	6
		救助科	6
	特　別　教　育	はしご自動車運用課程	2
		ポンプ操法指導員過程	0
		都市型救助課程	0
		大規模災害広域応援指揮課程	1
		ドローン講習	0
		警防課程	0
		指導者教養課程	0
	幹　部　教　育	幹部科	4
	ＭＣ関係特別教育	気管挿管再認定講習	37
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡気管挿管講習	10
		処置拡大２行為講習	9
札幌市消防学校研修	現場指揮課程		0
消防大学校研修	警防科		1
	救助科		1
	救急科		0
	予防科		0
	危険物科		0
	火災調査科		0
	危機管理・国民保護コース		0
	女性活躍推進コース		1
	査察業務マネジメントコース		0
合計			107

（２）勤務成績の評定の状況

勤務成績の状況は、条件付採用職員（新規採用職員）の正式採用時や昇格時、昇給時、期末・勤勉手当の支給時に実施しています。

７　職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会が、その他の事業の一部は、組合から委託を受けたとかち広域消防事務組合職員福利厚生会が実施しています。

（１）共済組合・福祉協会の事業の状況

【共済組合】

区分	内容等
名称	北海道市町村職員共済組合
短期給付事業	職員やその家族の病気や怪我等に対し、療養の給付等を行う事業
長期給付事業	年金給付等を行う事業
福祉事業	職員やその家族の健康増進を図るため、各種資金の貸付け、貯金事業、検診事業等を行う事業

【福祉協会】

区分	内容等
名称	北海道市町村職員福祉協会
福利厚生事業	健康保持増進・保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う事業
医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う事業
貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付けを行う事業
福祉年金事業	退職金の運用を行い、年金方式による給付を行う事業
生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う事業

（２）公務災害等の発生状況

令和7年度中の公務災害は4件、通勤災害は0件でした。

８　不服申し立て・措置要求の状況

令和7年度は、不利益処分、勤務条件に関する措置や苦情処理はありませんでした。